

長崎国際大学薬学部医療情報学研究室における個人情報保護に関する誓約
書の取扱要項

令和2年6月1日

第1 長崎国際大学薬学部医療情報学研究室(以下「本研究室」という。)において研究を行うにあたり、知り得たいかなる個人情報も守秘させるための個人情報保護に関する誓約書(以下「誓約書」という。)の取扱いについて定めるものとする。

第2 誓約書は、本人が署名したものを、本研究室にて研究を始める際及び退職、退学、卒業、終了、修了等で研究を終了する際に、それぞれ所定の様式により提出させることとする。ただし、1ヶ月未満の研究の場合は、研究を始める際にのみ、所定の様式により提出させることとする。

第3 以前本研究室で研究していたものが、再度本研究室で研究する場合においても、研究期間ごとに誓約書を提出させることとする。

第4 誓約書の説明、配布、回収及び保管については、研究室長が行うものとする。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。